平成２９年（フ）第１６号
愛知県豊橋市入船町69番地
破産者　坂口　　温
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１６１号
佐賀市鍋島３丁目３番13号　コーポコスモス201号、開始決定時の住所佐賀市卸本町６番37―603号
破産者　矢ケ部栄治
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６２号
佐賀県神埼市神埼町本告牟田656番地１カーサラルゴⅠ
破産者　稲吉　尊広
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
長崎県長崎市葉山１丁目26番38号　フェリーチェはやま201、旧住所長崎市三原２丁目19番11号　早田アパート201
破産者　野中ひとみ
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
熊本県球磨郡あさぎり町免田東1225番地24
破産者　岡田　真美
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２９年（フ）第９０号
宮崎市橘通東２丁目４番23号　蝶栄ビル301号、前住所宮崎市千草町９番７号　サンジェローム萩506号
破産者　中村　幸子
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１６号
宮崎市清武町加納乙82番地38
破産者　長友　節雄
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２８号
宮崎県延岡市川島町3056番地１
破産者　甲斐　真伸
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿屋市寿８丁目15番14号　コーポカサブランカ105号
破産者　上原　忠明
1　決定年月日　平成29年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第７１６号
川崎市中原区下小田中１丁目20番７―301号
破産者　西脇　成子
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２０号
京都市伏見区向島津田町178番地　ＡＺハウス107号、破産手続開始決定時の住所京都府城陽市寺田築留２番地の１
破産者　佐藤　強介
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５３号
愛知県田原市池尻町上り世古23番地、前住所佐賀県藤津郡太良町大字多良1903番地
破産者　野副　弘治
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１６９号
佐賀県伊万里市山代町楠久津62番地
破産者　久富電工こと　前田　昭博
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１７６２号
札幌市白石区北郷５条５丁目４番１号　ＹＳハイム北郷205号
破産者　金濱　忠宏
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２１号
富山県高岡市横田町２丁目５番９号
破産者　前花　壽利
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１３号
富山県高岡市明野町１番11―208号　明野レディース
破産者　竹田　正人
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第４１７号
静岡県浜松市東区半田山５丁目38番17号
破産者　松野本祐司
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第２１８４号
名古屋市守山区大字上志段味字馬洗淵835番地　サントピア５―Ｅ、開始決定時の住所愛知県尾張旭市渋川町２丁目４番地１
破産者　高山昌也こと　崔　　貴彦
1　決定年月日　平成29年７月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部